

政令第四十三号

防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法の一部を改正する法律（令和二年法律第十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年三月十八日とする。

理由

防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。